平成２２年（フ）第１３０号
宮城県石巻市須江字池袋10番地
破産者　市川　康廣
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
群馬県邑楽郡邑楽町大字新中野84番地３
破産者　曽我　公子
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第２６３２号
愛知県あま市七宝町下田四反割901番地17、旧住居表示愛知県海部郡七宝町大字下田字四反割901番地の17、住民票上の住所愛知県津島市東中地町２丁目６番地６
破産者　金井　　孝
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７４３号
名古屋市西区比良４丁目303番地　加藤第一マンション205号
破産者　東進ゼミこと　後田　　勝
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７２号
名古屋市港区本宮町６丁目７番地の５　フォレスト本宮602号
破産者　小路こと　川﨑　昌俊
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０４１号
大阪府豊中市熊野町３丁目６番15―506号
破産者　和田　允宏
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５４号
堺市堺区出島町２丁１番14号　吉田方
破産者　花川こと　**花**川　輝子
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５２２号
神戸市東灘区深江浜町126番地301号
破産者　溝畑　賢幸
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２０号
兵庫県神崎郡市川町下牛尾85番地
破産者　岡本　敦司
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１３０号
愛媛県南宇和郡愛南町蓮乗寺58番地３
破産者　砂田　　優
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１０９６号
熊本県合志市豊岡2000番地890、住民票上の住所熊本市渡鹿３丁目15番１―609号
破産者　**鶴**田　幸代
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２０５号
福島市泉字熊野８番地の22　エビナハイツ102号室、開始決定時の住所福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字油田21番地の２　安斎コーポ203号
破産者　田村　誠一
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２４０２号
横浜市南区庚台28番地
破産者　高柳　信明
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３０８号
神奈川県藤沢市本鵠沼２丁目12番21―101号
破産者　加藤　壽利
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４７５号
横浜市泉区上飯田町3733番地
破産者　水野　雅博
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０３号
神奈川県小田原市飯田岡95番地　フォンテーヌ103号、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市曽比1930番地の１
破産者　内田　順清
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２５６号
富山市中島２丁目２番24―10号
破産者　藤井　義功
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部